

件 名	堺市いじめ防止基本方針（案）の策定について
経過・現状 政策課題	<p><b>【経過】</b>            平成25年 6月 「いじめ防止対策推進法」公布（9月施行）            10月 「いじめの防止等のための基本的な方針」策定（文部科学省）            （法第12条9）地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする。</p>
対応方針 今後の取組 （案）	<p><b>【目的】</b> いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進する。</p> <p><b>【主な内容】</b></p> <p>1. いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめの防止等に関する基本的な考え方、定義、理解</li> <li>・ いじめの防止等（未然防止、早期発見、対処、家庭や地域との連携、市関係部局及び区役所等と相談窓口や啓発活動を通じて連携）</li> </ul> <p>2. いじめの防止等のための対策の内容</p> <p>①教育委員会が実施する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ問題対策連絡協議会（市関係部局、関係機関等）      ○附属機関の設置</li> <li>○主な取組               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未然防止：人権教育の推進、集団づくり支援、授業改善等</li> <li>・ 早期発見：いじめ対応チェックシートの配付等</li> <li>・ 対処：指導主事等の派遣、専門家の派遣等</li> </ul> </li> </ul> <p>②学校が実施する施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○学校いじめ防止等対策委員会の設置      ○学校いじめ防止基本方針の策定</li> <li>○主な取組               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未然防止：人権教育・道徳教育の推進、集団づくり等</li> <li>・ 早期発見：いじめアンケートの実施、いじめ対応チェックシートの活用等</li> <li>・ 措置：いじめへの組織的対応、教職員間での共通理解等</li> </ul> </li> </ul> <p>③重大事態への対処</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○重大事態の意味               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。</li> <li>・ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある。</li> </ul>               （報告）学校は重大事態を、直ちに教育委員会をとおして市長に報告                （調査）教育委員会の調査機関（附属機関が兼ねる）、又は学校対策委員会が調査                （再調査）市長は必要があると認めた場合は、市長の調査機関による再調査を行うことができる。             </li> </ul> <p>3. その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育委員会の附属機関の意見を踏まえて取組について検討する。</li> </ul> <p><b>【スケジュール（案）】</b>            平成26年3月～ パブリックコメントの実施            平成26年5月 教育委員会定例会で方針の策定</p>
効果の想定	いじめの未然防止、早期発見、対処によるいじめ解消率の向上（解消率→100%）
関係局との 政策連携	子ども青少年局、市民人権局、区役所

# 堺市いじめ防止基本方針(案)の概要

堺市教育委員会

## 経緯

平成25年 6月28日 「いじめ防止対策推進法」公布  
 同年 9月28日 施行  
 12条 国のいじめ防止基本方針を参酌して、地方いじめ防止基本方針を定めることに努める。  
 同年10月11日 「いじめ防止基本方針」策定(文部科学省)  
 いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「堺市いじめ防止基本方針」を定めることとする。

## いじめ防止基本方針

### いじめ防止等の対策の基本的な方向

### いじめ防止等に関する基本的な考え方

- いじめは、「**重大な人権侵害であり絶対に許されないもの**」であるとともに、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうるもの」「だれもが被害者にも加害者にもなり得るもの」である。
- 「いじめは**未然防止・早期発見・早期対応**」が重要である。
- 市(教育委員会含む)、学校、家庭や地域、関係機関などの**連携**のもと取り組むものとする。

### いじめの定義

いじめとは、児童等(学校に在籍する児童又は生徒)に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### いじめの理解

- 暴力を伴わないいじめは多くの児童生徒が入れ替わりながら、いじめの被害も加害も経験している。
- 「暴力を伴わないいじめ」であっても繰り返されたりすることで**生命または身体に重大な危険**を生じさせるものである。
- いじめには「被害者」「加害者」だけでなく「**観衆**」「**傍観者**」の存在が大きく影響する。

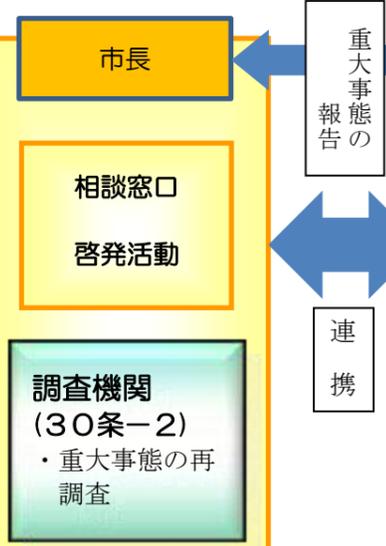
### いじめの防止等

- いじめの未然防止
- いじめの早期発見
- いじめへの対処
- 家庭や地域との連携
- 関係機関との連携

## いじめ防止等の対策の内容

教育委員会

学校



**いじめ問題対策連絡協議会(14条-1)**  
 ○いじめの防止等に関する機関との情報共有、連携強化を図るため、法の趣旨を踏まえ、教育委員会が設置する。  
 ○学校関係者、教育委員会等の市関係部局、法務局、警察等の関係機関等で構成する。

**附属機関の設置(14条-3)**  
 ○いじめの防止等のための対策を実効的に行う。  
 ※重大事態発生時にも活用  
 ○調査組織を兼ねるため、弁護士や心理、福祉等の専門的知識及び経験を有する者等を含めて構成し、公平性・中立性を確保する。

**学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を設置(22条)**  
 ○年間計画の作成・実行・検証・修正の中核 ○いじめの相談窓口  
 ○組織的対応の中核 ○情報収集と記録、共有  
 ※必要に応じ、外部専門家(S C、S S W等)を活用

- いじめの未然防止：人権教育の推進、集団づくり支援、授業改善、道徳教育や体験活動の推進、児童会生徒会等の自主的な取組の推進、いじめ暴力等を自制する態度の育成、ネットいじめ防止事業、情報モラル教育の推進、S Cの配置、S S Wの派遣、教職員研修、年間計画や取組の点検、保護者への啓発
- いじめの早期発見：いじめ対応チェックシートの配付、こころホーンの開設、相談窓口カードの配付
- いじめへの対処：指導主事等の派遣による指導支援・調査、S S W等の派遣による支援、関係機関との連携、学校間の連携
- 家庭や地域との連携：P T Aや地域関係団体との連携促進
- 関係機関との連携：担当者間での情報交換や連絡会議等での連携強化

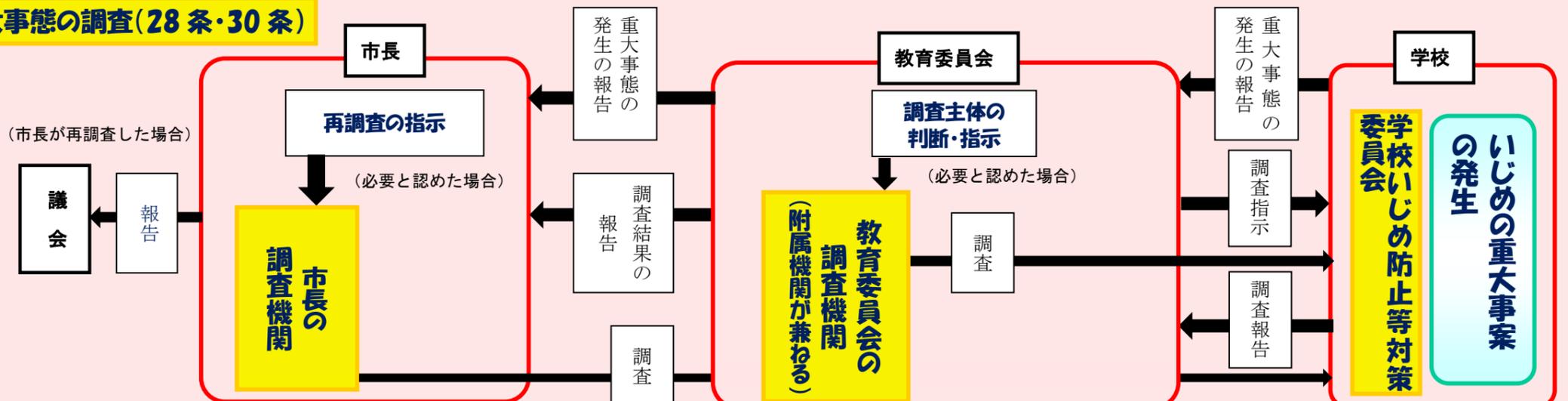
**学校いじめ防止基本方針の策定**  
 いじめ防止等の取組の基本的な方向や取組の内容を定める

- いじめの未然防止：人権教育・道徳教育の推進、集団づくり等
- いじめの早期発見：いじめチェックシートの活用、相談体制の整備、いじめアンケートの実施等
- いじめに対する措置：教職員間での共通理解と組織的対応等
- 家庭や地域との連携：家庭・地域への啓発や情報共有等
- 関係機関との連携：担当者間の日常的な情報交換等による連携強化

## 重大事態の意味(28条)

- いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
  - ・児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な障害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより児童生徒が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

## 重大事態の調査(28条・30条)



※ 緊急・重大事態の内容に応じて、学校と教育委員会が一体となって調査を行うとともに、並行して市長の調査機関が調査することもある。

# 堺市いじめ防止基本方針（案）

堺市教育委員会

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) いじめの定義について
- (2) いじめの理解
- (3) いじめの未然防止
- (4) いじめの早期発見
- (5) いじめへの対処
- (6) 家庭や地域との連携
- (7) 関係機関との連携

## 第2 いじめの防止等のための対策の内容について

### 1 いじめの防止等のために教育委員会が実施する施策

#### (1) いじめの防止等のための組織の設置

- ① いじめ問題対策連絡協議会
- ② 教育委員会の附属機関

#### (2) 教育委員会が実施する施策

- ① いじめの未然防止
- ② いじめの早期発見
- ③ いじめへの対処
- ④ 家庭や地域との連携
- ⑤ 関係機関との連携
- ⑥ 学校や教職員の評価
- ⑦ 学校運営の改善に向けた支援

## 2 学校が実施すべき施策

- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
- (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
- (3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組
  - ① いじめの未然防止
  - ② いじめの早期発見
  - ③ いじめに対する措置
  - ④ 家庭や地域との連携
  - ⑤ 関係機関との連携

## 3 重大事態への対処

- (1) 重大事態の意味（法28条1項）
- (2) 教育委員会又は学校による調査
  - ① 重大事態の発生と調査
    - (ア) 重大事態の報告
    - (イ) 重大事態の調査主体と調査組織
    - (ウ) 実施する調査の内容
    - (エ) その他の留意事項
  - ② 調査結果の提供及び報告
    - (ア) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報の提供
    - (イ) 調査結果の報告
- (3) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置
  - ① 再調査
  - ② 再調査の結果を踏まえた措置等

## 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

## 第1 いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ）のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、「重大な人権侵害であり絶対に許されないもの」であるとともに、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうるもの」「だれもが被害者にも加害者にもなりうるもの」であるとの考え方を基本に、「いじめは未然防止・早期発見・早期対応が重要」との姿勢のもと、市（教育委員会含む）、学校、家庭や地域、関係機関等との連携を図り、取り組むものとする。

#### （1）いじめの定義について

「いじめ」については、法において以下のように定められている。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
(法第2条)

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめの被害を受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を示す。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。なお、「いじめ」からけんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめの被害を受けた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。また、いじめの被害を受けた児童生徒の立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったようなときなど、その全てがいじめとしての厳しい指導を要する場合であるとは限らないことにも留意する。

[具体的ないじめの態様の例]

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
  - ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
  - ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
  - ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
  - ・ 金品をたかられる
  - ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
  - ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
  - ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等や嫌なことをされる など
- いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談するものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものもある。その場合には、教育的な配慮や被害者の意向を配慮のうえで、早期に警察への相談・通報を行い、警察と連携した対応を図る。

## (2) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせるものであることを理解して対応にあたる。

また、いじめには、「被害者」「加害者」だけでなく、「観衆（はやしたてたり、おもしろがったりして見ている）」「傍観者（見て見ぬ振りをする）」を含めたいじめの四層構造がある。いじめの継続や深刻化に、「観衆」や「傍観者」の存在が大きく影響している。「観衆」はいじめを積極的に是認し、「傍観者」はいじめを黙認し、結果的にいじめを促進してしまうことになる。いじめの防止に向けて、「加害者」だけでなく、「観衆」「傍観者」をつくらないことをめざし、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に取り組む。

## (3) いじめの未然防止

- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめの問題を克服していくためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点は何よりも重要である。児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を行う。

- 学校の教育活動全体をとおして、自他のよさや可能性を認め、お互いの人

格を尊重し合える態度や社会性など、心の通う人間関係を構築するための素地を養うことができるよう、人権教育の充実を図り、豊かな人権感覚を育む取組を推進する。また、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心を醸成する。

- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。また、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。

加えて、いじめの問題に対する取組の重要性について市民全体に認識を広め、学校関係者と市、地域、家庭が一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

#### (4) いじめの早期発見

- いじめの早期発見は、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化にも気付く力を高めることが大切である。このため、いじめは大人が発見しにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、また児童生徒が発するサインを見逃さず、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。
- いじめの早期発見のため、学校や教育委員会では、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒や保護者がいじめを訴えやすい体制を整える。また、保護者が子どもの小さな変化を見逃さないよう家庭におけるコミュニケーションを図る取組の啓発や、地域との連携を進める。

#### (5) いじめへの対処

- 学校がいじめを発見・認知した場合、学校は直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を最優先に確保し、いじめたとされる児童生徒や周囲の児童生徒に対して事情を確認した上で、適切に指導するなど、組織的に対応することが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関と連携する。
- 教職員は普段より、いじめを把握した場合の対処について、教育委員会作成の教職員向けのガイドラインや校内研修等をとおして、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制を事前に整備しておく。

## (6) 家庭や地域との連携

- 社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すために、学校関係者と家庭、地域との連携が必要である。例えば、PTAや地域の関係団体等と学校が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営委員会を活用したりするなど、いじめの問題について、家庭、地域と連携した対策を推進する。
- より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が連携・協働できる体制を構築する。

## (7) 関係機関との連携

いじめの防止等を推進するためには、学校や教育委員会と市関係部局及び区役所等が連携し、いじめ防止等や啓発などの取組をすすめる必要がある。

また、いじめの防止等の取組を効果的に行うためには、警察、法務局等の関係機関との適切な連携が必要である。

そのためには、日頃から、教育委員会、学校、市関係部局等及び関係機関の担当者間で、情報交換や連絡会議の開催などにより、情報を共有し、連携をすすめるための体制を構築しておく。

## 第2 いじめの防止等のための対策の内容について

### 1 いじめの防止等のために教育委員会が実施する施策

#### (1) いじめの防止等のための組織の設置

##### ① いじめ問題対策連絡協議会（法14条1項）

教育委員会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図るため、法の趣旨を踏まえて、いじめ問題対策連絡協議会を設置する。

本会議は学校関係者、教育委員会、子ども相談所等の関係部局、法務局、警察等の関係機関等で構成する。

##### ② 教育委員会の附属機関（法14条3項）

いじめの防止等に関係する機関及び団体と教育委員会の円滑な連携のもと、堺市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という）に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、法第14条第3項の規定を踏まえ、条例の定めるところにより、教育委員会の附属機関を設置する。本附属機関は、弁護士や心理、福祉の専門家など専門的な知識及び経験を有する者を含み構成するものとする。

本附属機関は、法第28条第1項に規定するいじめの重大事態が発生した場合の教育委員会としての調査組織を兼ねるものとする。そのため、専門的知識及び経験を有する者等で構成することを基本とし、いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有しない者（第三者）で構成するなど、当該調査の公平性・中立性の確保に努める。

## （２）教育委員会が実施する施策

### ① いじめの未然防止

- （ア）児童生徒一人ひとりが人権感覚を身につけるために、人権尊重の精神を基盤とした学校づくりに取り組み、あらゆる教育活動を通して、人権教育を推進する。
- （イ）集団生活を基本とする学校においては、全ての子どもが安心・安全に学校生活を送ることができるよう取り組む。教育委員会は、教職員による子どもの理解を深め、特別活動を中心に、互いを認め合い支えあう集団づくりや、児童生徒の居場所と出番のある授業づくりに取り組むなど、学校における様々な教育活動への指導支援を行う。
- （ウ）児童生徒の豊かな情操と生命・人権を大切にす態度を育むため、教育委員会独自の道徳教育資料「未来をひらく」や教育読本「心のノート」等を活用して、道徳教育の充実や様々な体験活動を推進する。
- （エ）児童生徒のいじめの防止等の重要性についての理解を深めるために、児童会や生徒会等によるいじめの防止に向けた自主的取組を促進する。
- （オ）小学校段階から発達段階に応じ、全ての児童生徒が、他者を尊重し、自己の個性を発揮し、自己の将来を設計していく力を伸ばす。このことを基に自らの意志と責任でよりよい選択・決定を行い、その過程で課題解決に向けて積極的に取り組む姿勢を養う。
- （カ）児童生徒が自らの身を守るスキルや、いじめ・暴力行為を自制する態度を育成するなどの取組をとおして、児童生徒が自分自身の大切さを自覚するとともに、危機的状況を切り抜けるための知識や方法を学び、たくましく生きていく力を養う。
- （キ）インターネット、携帯電話、スマートフォン等を用いたネット上のトラブルについて、警察・企業等の専門機関から情報を収集し、学校に適切に提供するとともに、ネットいじめ防止事業を活用し、情報モラルに関する指導を推進する。また、PTA等をとおして、ネットいじめ防止に向けた啓発を行う。
- （ク）いじめの防止等のための研修の充実や対策を効果的に行うため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門的知識を有する者を学校に配置・派遣する。
- （ケ）いじめの防止等に向けた教職員の資質向上を図るため、学校の生徒指導

担当者等、教職員対象の研修を計画的に実施するとともに、学校における、いじめに関する事例研究やカウンセリング研修を推進する。

- (コ) 指導主事等により、いじめの防止等に関する年間計画や取組状況を点検するとともに、必要に応じて、学校に対する指導支援を行う。
- (サ) 教育委員会は、市基本方針やいじめの問題に関する情報を、家庭・地域に発信するとともに、いじめの問題に関する、ポスターやチラシ等を児童生徒や保護者に配付し、いじめの防止等に向けた啓発を行う。

## ② いじめの早期発見

- (ア) 児童生徒の発するいじめのサインを見逃さないように、全教職員の意識を高め、いじめの発見のための注意項目等を整理した教師向けの「いじめ対応チェックシート」を全教職員に配付し、活用を促す。
- (イ) 児童生徒・保護者を対象とした24時間電話相談「こころホーン」や教育センターでの教育相談、スクールカウンセラーの配置等、相談体制を整備する。
- (ウ) 学校や教育委員会における相談窓口、教育委員会以外の相談機関の連絡先を記載したカードやチラシの配付、ホームページへの掲載等によって、児童生徒や保護者、教職員、市民に周知する。

## ③ いじめへの対処

- (ア) 教育委員会は、学校に対して、いじめの防止等に関し、必要な助言・指導を行うとともに、いじめが発生した場合には、指導主事等の派遣による支援や必要な調査・スクールソーシャルワーカー等の専門家による支援を行うなど、いじめの解決のための対応に当たる。
- (イ) インターネットをとおして行われるいじめについて、教育委員会が、学校に対して必要な助言を行うとともに、警察や法務局等の関係機関と連携し、早期解決に向け対応する。
- (ウ) いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合には、教育委員会が学校間の連携協力体制の調整を行い、学校によるいじめの解決の対応を支援する。

## ④ 家庭や地域との連携

地域の協力による地域協働型教育を推進し、より多くの大人がいじめに関する理解を深め、児童生徒を見守り、健やかな成長を促す体制の構築を図る。

## ⑤ 関係機関との連携

教育委員会は、いじめ防止等の対策が適切に行われるよう、警察や子ども相談所、法務局等と、日頃から、担当者間での情報交換や連絡会議の開催等をと

おして、連携の強化に取り組む。

#### ⑥ 学校や教職員の評価

教育委員会は、いじめの有無や多寡のみによって学校や教職員を評価するのではなく、問題を隠さず、児童生徒や地域の実態を踏まえて、目標を立てて取り組んでいるか、いじめが発生した場合には教職員が連携して組織的に解決に当たっているかなど、取組や対応を評価するとともに、必要な支援や指導・助言を行う。

#### ⑦ 学校運営の改善に向けた支援

教育委員会は、教職員が子どもと向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、ICT活用等による事務軽減の推進、学校マネジメント機能の強化を図る体制整備など、学校運営の改善を支援する。

## 2 学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、校長のリーダーシップのもと、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、教職員のチーム力を生かし、教育委員会と適切に連携しながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- 学校は、法第13条に基づき、国の基本方針、市基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。
- 学校基本方針には、例えば、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応のあり方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修を定めるなど、学校のいじめに対する行動計画を含める。

（具体的内容）

- ・ いじめの防止の観点から、学校教育活動全体をとおして、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。
- ・ 校内研修等、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組や、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等をあらかじめ具体的に定め、これらを徹底するため、学校独自にチェックリストを作成・共有して全教職員で実施するなど、具体的な取組を盛り込み、これらに関する計画を定める。

- 学校は、実態や実情を踏まえ、いじめの防止等の取組を記載した具体的な年間計画を作成する。計画は、どの学年のどの時期に、どのような取組を行うかなど、具体的な内容とする。また、作成については、生徒の代表、保護者や地域住民等の協力を得るなど、工夫する。

## (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

- 法第22条に基づき、学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「学校いじめ防止等対策委員会」（以下「学校対策委員会」という。）を設置する。この委員会の名称は必ずしも「学校いじめ防止等対策委員会」とする必要はない。
- 学校対策委員会は、校長・教頭・首席・指導教諭・養護教諭をはじめ、校長が指名する教職員等で基本的に構成し、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定する。また、内容・案件により、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の参加について検討する。
- 学校対策委員会は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担うものであり、具体的には、次のようなものが考えられる。
  - ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
  - ・ いじめの相談・通報の窓口としての役割
  - ・ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、これらの共有化を図る中核としての役割
  - ・ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- 学校対策委員会は、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、その情報をもとに、組織的に対応できる体制とする。いじめであるかどうかの判断を組織的に行う。また、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに全て学校対策委員会に報告・相談するとともに、収集した情報は、個別の児童生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。
- 学校対策委員会には、学校基本方針の策定や見直し、取組計画の進捗状況のチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校のいじめの防止等の取組についてR-P-D-C-Aサイクルで検証を行う。
- 第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校が

その調査を行う場合は、学校対策委員会を母体として、当該事象の性質に応じて、適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。(重大事態への対処については「3 重大事態への対処」に詳述。)

### (3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校は、教育委員会と連携して、国の基本方針に添付された「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」等を参考に、次の事項に留意し、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等にあたる。

また、全中学校区において、いじめの防止等について情報交換の機会を増やし、児童生徒の育ちと学びの系統性を意識し、発達段階に応じた一貫性のある生徒指導により、児童生徒の自尊感情や規範意識を高め、いじめの防止等に取り組む。

#### ① いじめの未然防止

(ア) 人権教育をとおして、人権を理解し、人権を尊重した態度や行動をとれるよう、全ての教育活動をとおして豊かな人間性を育む。

また、命の大切さについて考えさせ、他人を思いやる心や規範意識などを育むため、道徳教育を推進する。

(イ) 話し合い活動等の学級活動をとおして、互いを尊重し、良さを認め合い、協力し合う集団づくりを行うなど、特別活動をとおして望ましい人間関係を築く。

また、標語やポスター作り等、児童会・生徒会が中心となって行ういじめをなくす活動等により、いじめを許さない集団づくりに取り組む。

(ウ) 児童生徒の居場所と出番のある授業づくり、学級づくりを中心に全ての教育活動において、自尊感情を高め、自他を大切にできる心情を育む。

(エ) 教職員一人ひとりが、日頃から児童生徒理解に努め、児童生徒が発するサインを見逃さず、児童生徒の変化をとらえていじめを見抜く力を身につけるため、教職員研修に取り組む。

(オ) 携帯電話を所持する子どもが低年齢化していることから、ネットいじめやインターネット上のトラブルを未然に防ぐため、小学校低学年から発達段階に応じて情報モラルに関する指導を適切に実施するとともに、家庭や地域に対する携帯電話へのフィルタリング等も含めた啓発を積極的に行う。

また、「ネットいじめ防止授業」を有効に活用するなど、ネットに関するいじめやトラブル等の未然防止に向けた指導を推進する。

#### ② いじめの早期発見

いじめは大人が発見しにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを

装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの視点を持って、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう「いじめ対応チェックシート」等の活用によりアンテナを高く保つ。あわせて、学校は、定期的な「いじめアンケート」や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

### ③ いじめに対する措置

いじめの発見・相談を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守りとおすとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係・専門機関との連携のもとで取り組む。

### ④ 家庭や地域との連携

(ア) 普段から保護者と連絡を取り合うなど人間関係づくりを図っておくとともに、いじめ等の発見があった場合には、保護者に直接会って説明し、保護者の意見を真摯に受け止め、誠意をもって対応する。

(イ) 保護者や地域に対する啓発を行い、学校のいじめの防止等の取組と課題を家庭・地域と情報共有するため、情報発信に努める。

地域の事情に応じて、PTAや地域の関係団体等に対し、いじめの防止等のための体制づくりへの協力を求める。

### ④ 関係機関との連携

各所轄署、堺市子ども相談所、各区子育て支援課等と連携を深めるため、日頃から、担当者間での情報交換を行う。

### 3 重大事態への対処

#### (1) 重大事態の意味（法第28条1項）

いじめの「重大事態」は法において、以下のように定められている。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、法第28条1項に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、①の「生命、心身又は財産に重大な被害」は、いじめの被害を受けた児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 など

「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校又は教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは、「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

なお、重大事態への対処に当たっては、いじめの被害を受けた児童生徒や保護者からの申立てがあった時は、適切かつ真摯に対応する。

#### (2) 教育委員会又は学校による調査

##### ① 重大事態の発生と調査

##### (ア) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会をとおして、市長に、事態発生について報告する。

##### (イ) 重大事態の調査主体と調査組織

調査は、当該重大事態に対処するとともに、同様の事態の発生の防止に資するために行う。

教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

- (a) 学校が主体となって調査を行う場合

〔対象事案〕

- ・ いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒の心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（(b) に該当するものを除く）。
- ・ いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

〔調査組織〕

学校に設置する「学校対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて、弁護士や心理、福祉等の適切な専門家を加え、調査を行う。

(b) 教育委員会が主体となって調査を行う場合

〔対象事案〕

- ・ 学校が主体となって調査を行う場合以外の事案

経緯や事案の特性、いじめの被害を受けた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合には、教育委員会が主体となって、速やかに調査を行う。

〔調査組織〕

条例によりあらかじめ設置される教育委員会の附属機関を調査組織とし、専門的な知識及び経験を有する者等で構成することを基本とし、いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有しない（第三者）によって構成する。

必要に応じて、学校主体の調査とともに、教育委員会が主体の調査を実施することも考えられる。さらに、緊急・重大事態については、並行して市長の調査機関にも調査を求めることもできる。

この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的負担を考慮し、適切に役割分担し、重複した調査とならないよう配慮する。

(ウ) 実施する調査の内容

学校又は教育委員会が主体となる重大事態の調査は、アンケートの活用、その他の適切な方法により、当該重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行うものである。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

このことを念頭に置きながら、調査組織において、当該重大事態の状況に応じた調査方法等を決定のうえ、適切に調査を進める。

教育委員会及び学校は、調査組織に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

(a) いじめの被害を受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめの被害を受けた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙や聴き取り調査を行う。この際、いじめの被害を受けた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、アンケートの使用に当たり、個別の事案が広く明らかになり、いじめの被害を受けた児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど）。

調査による事実関係の確認とともに、加害の児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめの被害を受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、その児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、学校復帰に向けた支援や学習支援等を行う。

(b) いじめの被害を受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

当該児童生徒の保護者の意向を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法は、在籍児童生徒や教職員に対するアンケートや聴き取り調査等が考えられる。

〔自殺の背景調査における留意事項〕

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査のあり方については、その後の自殺防止に資する観点から、背景調査を実施することが必要である。

この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることをめざし、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめが要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、そのあり方については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月文部科学省設置「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」）を参考とする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その意向を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明のあり方や調査結果の公表に関する方針等について、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。

- 調査を行う組織については、学校・教育委員会のいずれが主体となる場合も、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者で構成することを基本とし、いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有しない者（第三者）で構成するなど、当該調査の公平性・中立性の確保に努める。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約のもとで、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価は、専門的知識及び経験を有する者の援助を求める。
- 学校が調査を行う場合、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性のあることなどを踏まえ、報道のあり方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

### （エ） その他の留意事項

法第23条第2項において、学校は、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、「いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じる」とされており、その措置を行った結果、重大事態であると判断した場合も想定される。その場合には、重大事態の全貌の事実関係を明確にするため、法第28条第1項による「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う。ただし、法第23条第2項による措置により、事実関係が明確にされたと判断できる場合はこの限りではない。

また、事案の重大性を踏まえ、教育委員会においては、学校と連携し、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめの被害を受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。

加えて、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。教育委員会及び学校は、児童

生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

## ② 調査結果の提供及び報告

### (ア) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報の提供

教育委員会又は学校は、調査組織の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの情報の提供にあたっては、教育委員会又は学校は、堺市情報公開条例及び堺市個人情報保護条例に則り、他の児童生徒や関係者のプライバシー及び個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

### (イ) 調査結果の報告

調査組織の調査結果については、教育委員会より（学校が調査主体となったものは、学校より教育委員会に報告し、教育委員会をとおして）、市長に報告する。

なお、(ア) の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、教育委員会は、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、市長に提出するものとする。

## (3) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

### ① 再調査

上記(イ)の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査機関を設けて調査を行うなどの方法により、法第28条第1項の規定による調査の結果の再調査を行うことができる。

なお、緊急・重大事態の内容に応じて、学校と教育委員会が一体となって調査を行うとともに、並行して市長の調査機関が調査することもある。

### ② 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

また、市長は、再調査を行ったときは、法第30条第3項に基づき、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対して必要な配慮を行いながら、その結果を市議会に報告する。

### **第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項**

いじめ等に関する対策について、毎年度の取組実施結果をまとめ、法第14条第3項に基づく条例により設置する教育委員会の附属機関の意見を踏まえて、取組を検討する。